

大阪狭山市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第12項の規定により監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年(2020年)4月23日

大阪狭山市監査委員

北井末廣

松井康祐

- 1 通知を行った者
大阪狭山市長 古川照人
- 2 通知を受けた日
令和2年(2020年)3月31日
- 3 監査結果に関する報告及び監査の対象等
令和2年2月25日付け大狭監第7039号 定期監査結果に関する報告
健康福祉部 健康推進グループ
- 4 指摘事項等に対する措置状況
別紙(写)のとおりに



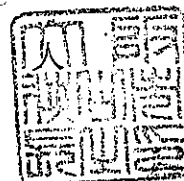
大 狭 法 第 5 0 5 6 号
令和 2 年 (2020 年) 3 月 3 1 日

大阪狭山市監査委員

北 井 末 廣 様

松 井 康 祐 様

大阪狭山市長 古 川 照



定期監査の結果に基づく措置の状況について (通知)

令和 2 年 2 月 2 5 日 付 大 狭 監 第 7 0 3 9 号 による 監 査 の 結 果 に 基 づ き、下 記 の と
お り 措 置 を 講 じ た の で、地 方 自 治 法 第 1 9 9 条 第 1 2 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す。

記

・ 監査指摘事項等に対する措置状況

【健康推進グループ】

健康推進グループが所管する旧狭山美原医療保健センターの敷地内の樹木については、
令和元年 9 月にすべての高木を剪定したことから、今後は繁茂等により周囲へ影響が出
ないよう管理していくこととします。